

利益相反管理方針の概要

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融機関が提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内で競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

このような状況の中、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下、「当社」といいます）を含む J.P.モルガン（以下、「J.P.モルガン」といいます。）においても、お客様の利益が不当に害されないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することが求められています。

J.P.モルガンは、日本において投資銀行業務、資金決済業務、資産運用業務、グローバル・カストディ業務の媒介などを展開しており、お客様の多様なニーズに応じた最適なサービスをご提供する体制を構築しております。当社は、お客様に対するサービスのさらなる向上に努めるとともに、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を策定し、J.P.モルガンとのお客様との間及び J.P.モルガンのお客様間に生じ得る利益相反のおそれのある取引について、法令等に基づき利益相反管理体制の整備をしております。本方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下のものが考えられます。ただし、これらの類型は利益相反のおそれのある取引であるかの判断の一助にすぎず、これらに該当することで直ちに利益相反のおそれのある取引とされるわけではありません。また、これらに該当しない取引等も利益相反のおそれのある取引として管理する場合があります。また、これらの類型については必要に応じ将来的に追加・修正が行われる可能性があることにご留意下さい。

- **Firm vs. Client** : J.P.モルガンとお客様の利害が対立する可能性がある場合
例： J.P.モルガンが、お客様との契約に係る報酬や、投資信託財産の信託報酬料率を不当な水準とする場合
- **Employee vs. Client** : J.P.モルガンの役職員とお客様の利害が対立する可能性がある場合

例： J.P.モルガンの役職員が、お客様にから委託された運用財産に関する有価証券の個人取引を行う場合

- **Client vs. Client**：お客様同士の利害が対立する可能性がある場合
例：お客様の運用財産間において、同一銘柄の相互間取引を行う場合
- **Employee vs. Firm**：J.P.モルガンの役職員と J.P.モルガンの利害が対立する可能性がある場合
例： J.P.モルガンの役職員が J.P.モルガンの同業他社の取締役就任する場合

2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社は、金融商品取引法に基づき、当社に加え日本におけるグループ会社である JP モルガン証券株式会社、JP モルガン・チェース銀行東京支店及び JP モルガン・マンサール投信株式会社が関わる取引を利益相反管理の対象としています。なお、当社と JP モルガン証券株式会社、JP モルガン・チェース銀行東京支店及び JP モルガン・マンサール投信株式会社との間では、原則として非公開情報を授受しないため、情報隔壁により会社間の情報共有を制限する方法で利益相反を管理しています。また、J.P.モルガンの海外の関係会社（外国において金融商品取引業、銀行業に従事しない会社を除きます）が行う取引については、グローバル・ポリシーに基づき管理しています。

3. 利益相反管理体制

J.P.モルガンでは、グローバルな観点から利益相反のおそれのある取引の管理はグローバル・コンフリクト・オフィスが行っています。当社においては、適正な利益相反管理を遂行するため、本方針に基づき、ビジネス部門から独立したコンプライアンス部を利益相反管理統括部署、コンプライアンス部長を利益相反管理統括者に任命し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理体制を整備しています。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下の方法もしくはその他の方法を選択又は組み合わせることにより、お客様の利益が不当に害されないよう管理します。

- 情報隔壁による部門間または部門内の情報共有の制限

- 利益相反のおそれのある取引及びお客様との取引の一方または双方の取引の条件または方法の変更
- 利益相反のおそれのある取引またはお客様との取引の一方の中止
- お客様への利益相反のおそれの開示またはお客様の同意の取得
- 利益相反のおそれのある取引及び役職員の監視
- 取引の事前承認

当社は、法令及び各種社内規程の遵守、部署の分離・業務分掌等に基づきお客様の情報を適切に管理することにより、利益相反のおそれのある取引の発生を未然に防止する体制を整備しています。例えば、当社がお客様に対して提供している投資一任業務に係る運用資産と当社自己勘定及び当社役職員との間の取引を制限しております。このような制限を有効に機能させ、利益相反のおそれのある取引を未然に回避するために、コンプライアンス部等が遵守状況の監視を行う等の措置を講じています。